年 　月　　日

宇宙航空研究開発機構　宇宙教育情報誌「宇宙のとびら」広告掲載申請書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

調達部長　殿

（住所）

（名称）

（代表者職名・氏名）

（担当者氏名）　　　　　　　　　　印

（担当者所属）

（電話番号）（　　　　）　　　－

（E-mail）

申込の条件及び別紙広告掲載約款に合意のうえ、下記のとおり宇宙航空研究開発機構　宇宙教育情報誌「宇宙のとびら」への広告掲載について申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 広告掲載希望発行号（ご希望がございましたらご記入ください） | 「宇宙のとびら」　　　号  |
| 希望掲載箇所 |  |
| 希望広告内容（詳細が分かる資料がございましたら添付ください） |  |
| 希望規格・費用 | □表2：A4, 1P（10万円）□表2：A4,1/2P（5万円）□表4：A4, 1P（10万円）□表4：A4,1/2P（5万円）※上記価格は消費税抜きの価格になります。 |
| 請求書宛名・送付先 | （宛名）（送付先住所） |
| 申込の条件 | **Ⅰ．希望広告内容について宇宙教育センター長の承諾が得られた後に、JAXAが発行する承諾書を以て契約成立といたします。****Ⅱ．希望広告内容が以下の項目に該当する場合は承諾できかねます。**　社会的に信頼度の高い情報であると同時に、広告内容および表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるもとに限ることとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないこととする。1. 「宇宙基本法」及び「宇宙航空研究開発機構法」の趣旨、法令その他規則等に反する場合
2. 公序良俗に反する場合
3. 政治または宗教活動を目的とする場合
4. 社会問題についての主義主張
5. 個人または法人の名刺広告
6. 美観風致を害するおそれがあるもの
7. 公衆に不快の念または危害を与える恐れがあるもの
8. その他、広告として不適当であると宇宙教育センター長が認めるもの

**Ⅲ．申込者が以下の項目に該当する場合は承諾できかねます。**1. 現在、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止を受けている者
2. 破産者で復権を得ない者
3. 現在、JAXAの規定により取引停止等の措置を受けている者

**Ⅳ．申請時において、下記の事由に当てはまる場合は、広告掲載料を減額することができます。**1. JAXAが後援名義の宇宙教育活動や関連イベントを予定している：3割
2. JAXAが協力する宇宙教育活動や関連イベントを予定している：5割

なおJAXAが共催する宇宙教育活動や関連イベントを予定している場合は原則無料とする。 |

以上

**宇宙航空研究開発機構　宇宙教育情報誌「宇宙のとびら」広告掲載約款**

第１条（趣旨）

本約款は、宇宙航空研究開発機構（以下「乙」という。）が発行する機関紙である「宇宙のとびら」への広告掲載について、必要な事項を定めるものである。

第２条（定義）

本約款において「広告」とは、商品やサービス、事業などの情報を商業上の目的で宣伝するため、その広告主（以下「甲」という。）との協議のうえで乙が発行する「宇宙のとびら」に掲載する広告のことをいう。

第３条（広告掲載料の額及び支払）

広告掲載料は、下表の額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告掲載規格 | 金額（税抜き） |
| 表2，表4　１ページ |  100,000円 |
| 表2、表4　１/２ページ相当 | 50,000円 |

２ 乙は広告掲載した「宇宙のとびら」を発行した後、甲に対して広告掲載料の請求をすることができる。甲は、乙が指定する金融機関口座に、乙の請求書発行日の翌月末日までに広告掲載料を銀行振込みにより支払うものとする。期限内に支払わない場合、期限満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ当該未払金額に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条で定める率を乗じて計算した遅延損害金を支払うものとする。振込みにあたっての手数料は甲が負担するものとする。

３　前項により計算した遅延損害金の額が、１０，０００円未満であるときは遅延損害金の支払を要しないものとし、また、その額に１，０００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

第４条（広告の作成）

掲載する広告については、甲が広告掲載申請書記載の申込条件に従い作成することとし乙の事前承認を得ることとする。

２　乙は、甲の作成した広告の内容が、本契約又は広告掲載申請書記載の申込条件に違反すると認めたときは、甲に対し、これを変更するよう求めることができる。

３　前２項の規定による広告の作成及び変更に要する費用は、甲の負担とする。

第５条（権利義務の譲渡）

甲は本契約に係る一切の権利、または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

第６条（第三者損害）

甲は掲載する広告について、第三者の権利を侵害しないよう適切な措置を講じる。

２　甲は、掲載する広告に起因又は関連して、第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決する。

第７条（表明確約）

　甲は、乙に対し、本契約の申込みの時点において、甲（甲が法人の場合は，代表者，役員，または実質的に経営を支配する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第８条（契約の解除等）

甲又は乙は、天災地変その他双方の責に帰すことのできない事由により本契約の実施が不可能又は著しく困難になった場合には、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、いずれの当事者も、当該解除に伴い生ずる一切の損害について、相手方に損害賠償を請求することができない。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約を解除することができる。この場合、相手方に対し損害等の賠償等を請求することを妨げられない。

1. 本契約の締結又は本契約に基づく義務の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
2. 前条に違反したとき
3. 故意又は過失によって本契約の実施を不可能ないし著しく困難にしたとき
4. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがあった場合、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合、その他信用状態の著しい悪化を生じたとき
5. 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、本契約に基づく義務の履行が著しく困難になったと見込まれるとき
6. 前各号に規定するほか、本契約に違反し、当該違反を是正すべき旨を書面により催告した後３０日以内にこれが是正されないとき

第９条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約の締結及び実施によって得られた相手方の秘密を第三者に開示・漏洩してはならず、また、本件業務の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

1. 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
2. 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの
3. 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
5. 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証で　　　　　きるもの
6. 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの

２　乙は、本契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

第１０条（管轄裁判所）

本契約に係る紛争に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第１１条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

以上